

『岩手県環境と共生する産地づくり基本計画』のポイント

安全・安心のトップブランドをめざして
～ “ひと” と “環境” にやさしい『純情産地いわて』～

『岩手県環境と共生する産地づくり基本計画』は、県民全体の理解と支持を得て、

- ① 全ての農業者が、本県の豊かな自然環境を守り、安全・安心な農産物を生産し、
- ② 生産から販売までの各段階における、安全及び品質を確保する取組みを進め、
- ③ この取組みを、正確に、分かりやすく情報発信して、“ひと”と“環境”にやさしい「純情産地いわて」を確立することを、目指しています。(計画期間:平成19年度～23年度)

1 計画の特徴

○ 県の有機農業推進計画として位置づけ(全国で3番目に新たに策定)

本基本計画に、有機農業の推進に関する基本的な方針を含め、かつ、環境保全型農業の推進方針と一体的に策定し、本基本計画を「有機農業の推進に関する法律」に基づく「都道府県の推進計画」と位置づけることにします。全国で3番目(青森県、鳥取県に次ぐ)に「県有機農業推進計画」を新たに策定。

○ 東北初の県版農業生産工程管理(県版GAP)の導入

消費者等の信頼確保や安全・安心なサプライチェーン^{*6}の確立にとって、極めて有効な方法である「農業生産工程管理手法(GAP)」の円滑な導入を図るため、多くの農業者が容易に取り組むことができるよう県独自に「岩手県版農業生産工程管理(県版GAP)」を作成しました。東北初の県版GAPの導入。

2 計画の内容

★ ポイント1 「環境保全型農業」に取り組む農業者の支援・育成

環境保全型農業に、意欲を持って取り組む農業者を、関係機関が一体となって支援・育成し、全ての農業者が、自然環境を守り、安全・安心な農産物を生産する産地づくりを進めます。

【目標1】 特別栽培^{*1}・有機農業^{*2}などの環境保全型農業^{*3}に取り組む生産者の人数
平成18年度：15,000人 → 平成23年度：30,000人<販売農家の半数>

★ ポイント2 生産から加工、流通、販売までの安全・安心の連携強化

消費者・実需者に安全・安心のトップブランドとしての本県農産物を届けるために、生産から加工、流通、販売までの各段階における、安全及び品質を確保する取組みを進めます。

【目標2】 農業生産工程管理手法(GAP)^{*4}を導入する産地・品目の数
平成18年度：0産地・品目 → 平成23年度：50産地・品目
【目標3】 農産物の移動・管理の状況を追跡・把握できるトレーサビリティ^{*5}の導入産地・品目の数
平成18年度：15産地・品目 → 平成23年度：50産地・品目

★ ポイント3 トップブランド情報の発信

「買うなら岩手のもの」という、トップブランドとしての認知度を高めるため、本県の環境保全型農業の取組みについて、正確で、分かりやすい情報の発信に努めます。

【目標4】 本県農業が環境と調和の取れた農業であることの消費者等の認知度
平成23年度：50%以上

★ ポイント4 環境と共生する産地づくり県民運動の展開

環境への配慮は、県民共通の課題であり、農業者の取組みはもとより、地域住民や消費者等の理解と支持を得て、「環境と共生する産地づくり」を、県民運動として展開します。

【目標5】 本県農業が環境に配慮した取組みであることの県民の満足度
平成23年度：80%以上

【参考】

1 本県は、全国トップクラスの、環境保全型農業や安全・安心フードシステムの取組み県

- ・ エコファーマー^{*7}数(H19.3 9,010人)は全国2位
- ・ 特別栽培面積(H18 約11,000ha)は東北2位
- ・ トレーサビリテイシステムの導入(42品目)は東北1位
- ・ 農薬使用量の少なさ(H18 3.81kg/10a)は全国2位 など

このような、本県の実績を、広く消費者等知って頂くとともに、安全・安心の産地として、更に、高度な取組みを進めていくこととしています。

2 策定の経過

(1) 「岩手県環境と共生する産地づくり推進委員会」設置 (平成19年4月17日)

委員：阿部淳也 (岩手阿部製粉株式会社)、草野悟 (KusanoPlanningOffice)、佐々木寧 (ジョイス)、澤瀬清一 (岩手県農協大型野菜経営者協議会)、瀬川征光 (元岩手日報)、高橋淳 (岩手県あぐり志和産直組合)、玉真之介 (岩手大学：委員長)、豊島正幸 (岩手県立大学：副委員長)、森雄治 (いわて生活協同組合)、吉田公夫 (イオン株式会社) (敬称略：五十音順)

(2) 委員会：①平成19年5月27日、②6月20日、③8月9日、④11月21日、⑤平成20年1月22日 (最終委員会)

(3) 現地意見交換会：①県南 (9月11日)、②県央 (9月12日)、③県北 (9月13日)、④ (9月18日)

参加者：農業農村指導士 12名 有機農業実践者 7名 実需者・消費者 9名
 農業協同組合 15名 市町村 25名 計68名

3 用語解説

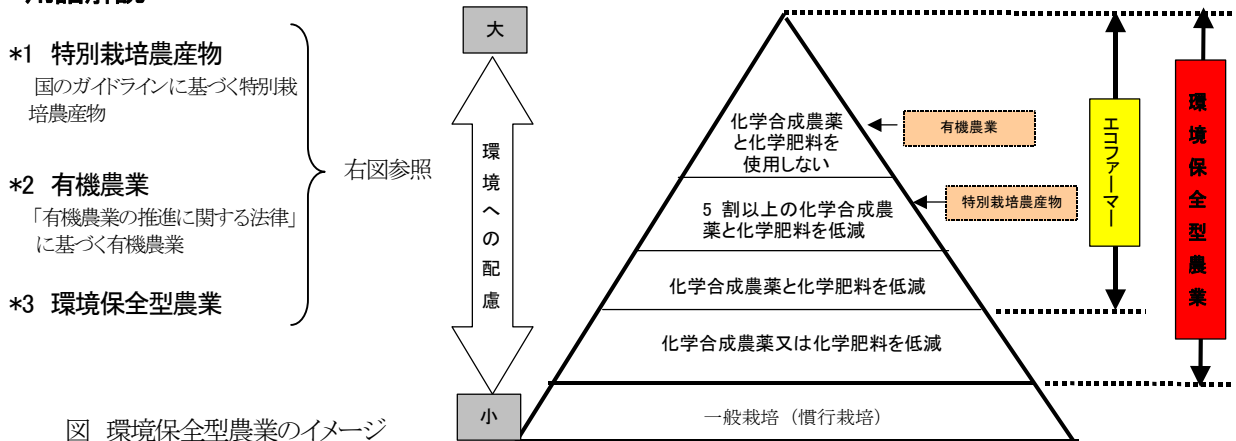


図 環境保全型農業のイメージ

*4 農業生産工程管理手法(GAP)： 食品安全、環境保全、労働安全等を目的とする、栽培準備から出荷・調製まで農産物生産の各段階で農業者が守るべき管理基準とその実践のこと。

EUにおいては、品質保証のひとつの目安として広く普及したことが契機となり、世界に取組みが波及している。英語の Good Agricultural Practice から GAP(ギャップ)と略称されている。

*5 トレーサビリテイシステム： 生産、加工及び流通の特定の一定又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること(Co dex委員会総会(平成16年6～7月)で合意された定義)。

*6 サプライチェーン： 農産物の生産、加工、流通及び販売までの流れを一貫して管理することを、サプライ(供給)チェーン(連鎖)という。

*7 エコファーマー： 平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定を受けた農業者。

持続性の高い農業生産方式とは、農地の生産力の維持増進、その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術(農林水産省令で定めるもの)のすべてを用いて行われるものをいう。

- ① 有機質資材施用技術 ② 化学肥料低減技術 ③ 化学合成農薬低減技術

4 施策の展開方向

農業者 支援

○低コスト・安定多収環境保全型農業技術の開発

- 土づくり・施肥技術の開発** 効率的施肥やたい肥の有効活用につながる土壌管理技術や減化学肥料栽培技術の開発
- 病害虫等総合管理技術の開発** 生物的・物理的防除手段を併用した病害虫等総合管理技術の開発
- 高度な栽培技術体系の構築** 本県の立地条件に適合した特別・有機栽培等高度な栽培技術体系や生物多様性指標等の評価手法などの開発

○環境保全型農業実践者への支援

- 指導体制の構築と取組み支援** 指導体制の整備、指導者養成、エコファーマーの集団認定、耕畜連携等地域ぐるみの取組みなどの促進
- 制度・事業の活用・導入** 特別・有機栽培等の導入にあたり、リスク軽減に向けた各種制度・事業の活用・導入の支援

安全安心の 連携強化

○生産段階におけるGAP手法の普及・定着

- 県版GAPの作成・普及** 多くの生産者等がGAPに取組めるよう、JAの「純情手帳」や国の「基礎GAP」をベースに県版GAPを作成、普及
- 高度なGAPへの誘導** 研修会の開催や指導者の養成支援などにより、実需者の要望に対応した高度なGAP導入の促進

○流通・加工・販売段階との連携強化

- 農業者と実需者の連携強化** 総合情報ポータルサイトによる実需者への生産者情報の発信や「食のプロフェッショナルチーム」による活動支援
- サプライチェーン構築支援** 全農の安心システム等トレーサビリティシステムの導入促進と安全安心に取り組む企業との結び付きの支援

発信 情報

○消費者等へのきめの細やかな情報の発信

- 産地アピールポイントの明確化** 全国屈指の認定数を誇るエコファーマーによる集団的な栽培など、本県農産物のアピールポイントや指標の明確化
安全・安心な産地づくりに取り組む意義や環境保全効果などの明確化
- 戦略的なPR活動の展開** 県全体：知事によるトップセールス、県ホームページや全国紙など各種メディアを活用したパブリシティの強化
地 域：産地ツアーの実施など、顔の見える関係の構築による、安全・安心な産地イメージの定着促進

県民運動 の展開

○環境と共生する産地づくり県民運動の展開

- 推進体制の整備** 農業者・消費者・有機農業等の各団体、関係機関等による「環境と共生する産地づくり運動推進協議会」を設置
地産地消・食育・地球温暖化防止・グリーンツーリズム・ふるさとの森川海保全等の関連の県民運動との連携
- 県民運動の展開** 地域の取組みの誘導に向けた活動（「産地づくり推進大会の開催」、「優良事例の表彰」等の実施など）
生産者と消費者との相互理解の醸成に向けた活動（生き物調査、農作業等生産現場における体験など）